

奨学金返済の負担軽減策を求める意見書（案）

高等教育の無償化が進む一方で、既に貸与型の奨学金を借り受けた多くの若年層が、返済負担により結婚・出産・住宅購入などの人生設計を妨げられている。奨学金返済は「教育ローン」の性質から、本来は教育の機会均等を保障するための制度であるべきだが、逆に若年層の経済的困難を招いている現状は深刻である。

現在、約435万人が日本学生支援機構の奨学金を返済中であり、多くが月1万円以上を返済している。この負担により、結婚率・出生率が低下しているのではないかと指摘されており、国家的課題である少子化の重要な要因となっているため、奨学金返済の負担を軽減し、若年層が経済的自立と社会参画を実現できる環境を整備することが急務である。

よって、国においては、下記の事項について格別の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 奨学金返済額のうち、元本返済分についても所得控除の対象とすること。
- 2 有利子奨学金の金利引き下げを行うとともに、利子免除制度を拡充すること。
- 3 中小企業が従業員に実施している奨学金の返済支援を国が補助し、奨学金返済の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

香 川 県 議 会